

「長期休業期間の見直し」をおこないます

令和元年 12 月

保護者・地域の皆様へ

大阪市教育委員会

保護者・地域の皆様におかれましては、大阪市教育行政に、ご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、教員の勤務が長時間となっていることが全国的に大きな問題となっており、本市においても、教員の働き方改革の観点を踏まえるとともに、授業準備を充実させ教育の質の向上を図るなど、円滑な学校運営のための休業日を確保する必要があります。

そこで、令和 2 年度より、冬季休業期間を 12 月 25 日～1 月 7 日（平成25年度以前と同じ期間）とします

また、令和2年度に限り、「国民の祝日に関する法律」の特例が設けられ、東京オリンピック・パラリンピック開催の前日である7月 23 日（木）が「海の日」となることから、本来の暦では「海の日」である7月 20 日（月）が土曜日日曜日明け1日（午前中）だけの登校日となります。

そこで、より効率的、効果的な学校運営を行うために、令和2年度については、7月 20 日（月）を臨時休業日とします。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。



【休業日の変更についてのお問い合わせ先】

大阪市教育委員会事務局 指導部

初等教育担当 06-6208-9176

中学校教育担当 06-6208-9199

高等学校教育担当 06-6208-9189

大阪市立の学校園における 長期休業期間の変更



令和 2 年度以降の冬休み期間について

◎ 冬休み期間を変更します。

- 対象：大阪市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校
- 変更前： 12 月 26 日～1 月 6 日
- 変更後： 12 月 25 日～1 月 7 日

◎ 夏休み（幼稚園、小学校、中学校）については、
7 月 21 日～8 月 24 日で変更はありません。



令和 2 年度の夏休み期間について

◎ 令和 2 年度については、

- 7月 17 日（金） 1 学期終業式（幼・小・中）
- 7月 20 日（月） 臨時休業日
- 7月 21 日（火）～8月 24 日（月） 夏季休業日
※高等学校においては 8 月 31 日(月)まで

※ 小学校、中学校においては、7月 17 日（金）に学校給食を実施したうえで終業式を行います。